

## 私 債 権 放 棄 調 書 ( 総 括 表 )

債 権 の 名 称 ( 担 当 部 署 )	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ページ番号
水道料金(上下水道部上水道課)	760,765 円	159 件	1
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター病院総務課)	41,223 円	3 件	11
合 計	801,988 円	162 件	

# 債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称    水道料金

担 当 部 署    上下水道部上水道課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等		
			債権発生日	事 由	備 考
1	8,652 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
2	1,745 円	平成31年3月31日	平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
3	55,302 円	平成31年3月31日	平成26年 6月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
4	7,278 円	平成31年3月31日	平成26年12月～平成27年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
5	5,370 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
6	7,560 円	平成31年3月31日	平成26年 9月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
7	1,575 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
8	6,480 円	平成31年3月31日	平成26年 8月～平成26年 9月・ 平成26年12月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
9	8,703 円	平成31年3月31日	平成21年 1月～平成21年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
10	2,612 円	平成31年3月31日	平成26年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
11	7,350 円	平成31年3月31日	平成24年12月～平成25年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
12	3,969 円	平成31年3月31日	平成26年 12月～平成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
13	1,050 円	平成31年3月31日	平成26年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
14	3,240 円	平成31年3月31日	平成26年 7月～平成26年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明
15	17,675 円	平成31年3月31日	平成25年 7月～平成26年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日 債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日	備 考
16	8,944 円	平成31年3月31日	平成25年 8月～平成25年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
17	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
18	11,507 円	平成31年3月31日	平成24年10月～平成25年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
19	7,496 円	平成31年3月31日	平成23年 4月～平成23年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
20	1,080 円	平成31年3月31日	平成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
21	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
22	5,250 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
23	6,670 円	平成31年3月31日	平成26年 8月・平成26年11月～平 成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
24	1,590 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
25	1,460 円	平成31年3月31日	平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
26	19,896 円	平成31年3月31日	平成25年 7月～平成26年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
27	1,050 円	平成31年3月31日	平成25年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
28	11,529 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
29	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
30	6,480 円	平成31年3月31日	平成26年10月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
31	7,358 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
32	1,050 円	平成31年3月31日	平成25年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 付	備 考
33	6,765 円	平成31年3月31日	平成26年10月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
34	20,455 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
35	3,044 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
36	1,810 円	平成31年3月31日	平成26年11月・平成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
37	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
38	6,480 円	平成31年3月31日	平成26年 5月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
39	4,830 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
40	6,480 円	平成31年3月31日	平成26年 5月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
41	3,240 円	平成31年3月31日	平成26年 8月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
42	8,033 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
43	6,096 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
44	3,240 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
45	4,860 円	平成31年3月31日	平成26年 5月～平成26年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
46	2,160 円	平成31年3月31日	平成27年 2月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
47	525 円	平成31年3月31日	平成25年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
48	1,080 円	平成31年3月31日	平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
49	1,050 円	平成31年3月31日	平成26年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日	備 考
50	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
51	3,240 円	平成31年3月31日	平成26年10月～平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
52	1,460 円	平成31年3月31日	平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
53	3,905 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
54	7,060 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
55	2,100 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
56	3,208 円	平成31年3月31日	平成20年 4月・平成20年7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
57	4,290 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
58	3,240 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
59	6,565 円	平成31年3月31日	平成26年12月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
60	3,780 円	平成31年3月31日	平成26年12月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
61	7,240 円	平成31年3月31日	平成26年10月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
62	8,863 円	平成31年3月31日	平成26年 6月～平成26年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
63	6,600 円	平成31年3月31日	平成26年 7月～平成26年 9月・ 平成26年12月～平成27年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
64	10,190 円	平成31年3月31日	平成26年11月～平成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
65	1,878 円	平成31年3月31日	平成26年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
66	4,320 円	平成31年3月31日	平成26年 9月～平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 付	備 考
67	525 円	平成31年3月31日	平成25年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
68	5,400 円	平成31年3月31日	平成26年11月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
69	1,365 円	平成31年3月31日	平成26年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
70	4,290 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
71	7,560 円	平成31年3月31日	平成26年 9月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
72	5,552 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
73	1,590 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
74	7,560 円	平成31年3月31日	平成26年 9月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
75	1,080 円	平成31年3月31日	平成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
76	6,300 円	平成31年3月31日	平成23年10月～平成24年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
77	6,160 円	平成31年3月31日	平成26年11月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
78	2,534 円	平成31年3月31日	平成26年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
79	4,725 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
80	1,050 円	平成31年3月31日	平成25年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
81	2,100 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
82	8,640 円	平成31年3月31日	平成26年 5月・平成26年 7月～平 成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
83	2,100 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 付	備 考
84	8,610 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
85	540 円	平成31年3月31日	平成26年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
86	30,517 円	平成31年3月31日	平成26年 6月～平成26年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
87	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
88	1,050 円	平成31年3月31日	平成25年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
89	8,995 円	平成31年3月31日	平成26年 8月～平成27年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
90	540 円	平成31年3月31日	平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
91	5,250 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
92	15,802 円	平成31年3月31日	平成26年 6月～平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
93	6,990 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
94	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
95	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
96	2,160 円	平成31年3月31日	平成27年 2月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
97	8,400 円	平成31年3月31日	平成21年 9月～平成22年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
98	7,560 円	平成31年3月31日	平成26年 5月～平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
99	3,240 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
100	1,080 円	平成31年3月31日	平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日	備 考
101	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
102	4,411 円	平成31年3月31日	平成24年 3月～平成24年 5月・平成24年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
103	3,240 円	平成31年3月31日	平成26年 6月～平成26年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
104	2,625 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 5月・平成25年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
105	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
106	3,525 円	平成31年3月31日	平成26年 7月・平成26年12月～平成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
107	5,400 円	平成31年3月31日	平成26年11月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
108	1,050 円	平成31年3月31日	平成23年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
109	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
110	4,320 円	平成31年3月31日	平成26年12月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
111	2,160 円	平成31年3月31日	平成27年 2月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
112	525 円	平成31年3月31日	平成25年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
113	2,160 円	平成31年3月31日	平成26年10月～平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
114	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
115	1,050 円	平成31年3月31日	平成25年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
116	525 円	平成31年3月31日	平成25年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
117	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日	備 考
118	5,464 円	平成31年3月31日	平成26年 9月～平成26年12月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
119	3,240 円	平成31年3月31日	平成26年 5月～平成26年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
120	1,080 円	平成31年3月31日	平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
121	8,070 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
122	1,326 円	平成31年3月31日	平成25年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
123	1,050 円	平成31年3月31日	平成26年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
124	2,628 円	平成31年3月31日	平成20年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
125	4,200 円	平成31年3月31日	平成26年 1月～平成26年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
126	5,580 円	平成31年3月31日	平成27年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
127	8,249 円	平成31年3月31日	平成21年 4月～平成21年 9月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
128	2,700 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
129	6,941 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
130	5,720 円	平成31年3月31日	平成26年 5月～平成26年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
131	3,240 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
132	1,050 円	平成31年3月31日	平成26年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
133	1,460 円	平成31年3月31日	平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
134	1,142 円	平成31年3月31日	平成25年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 付	備 考
135	1,620 円	平成31年3月31日	平成26年10月～平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
136	1,080 円	平成31年3月31日	平成26年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
137	2,700 円	平成31年3月31日	平成26年 9月～平成26年11月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
138	11,618 円	平成31年3月31日	平成26年 7月～平成27年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
139	3,905 円	平成31年3月31日	平成26年10月・平成26年12月～平成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
140	1,050 円	平成31年3月31日	平成25年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
141	4,190 円	平成31年3月31日	平成27年 1月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
142	4,320 円	平成31年3月31日	平成26年12月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
143	1,175 円	平成31年3月31日	平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
144	7,406 円	平成31年3月31日	平成26年12月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
145	1,905 円	平成31年3月31日	平成26年 9月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
146	2,730 円	平成31年3月31日	平成26年 6月～平成26年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
147	1,620 円	平成31年3月31日	平成27年 2月～平成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
148	3,157 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 5月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
149	1,620 円	平成31年3月31日	平成26年 5月～平成26年 6月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
150	4,200 円	平成31年3月31日	平成25年 5月～平成25年 8月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
151	1,050 円	平成31年3月31日	平成26年 4月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事	由	備 考
152	4,320 円	平成31年3月31日	平成26年10月～平成27年 1月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
153	4,320 円	平成31年3月31日	平成26年 7月～平成26年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
154	4,200 円	平成31年3月31日	平成25年 4月～平成25年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
155	4,290 円	平成31年3月31日	平成26年 4月～平成26年 7月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
156	8,995 円	平成31年3月31日	平成26年 8月～平成27年 2月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
157	2,100 円	平成31年3月31日	平成24年 8月・平成24年10月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
158	9,910 円	平成31年3月31日	平成26年11月・平成27年 1月～平 成27年 3月	徴収停止の措置をとった日から1年経過 (条例第8条第1項第5号)	平成31年3月30日	債務者 所在不明
159	1,840 円	平成31年3月31日	平成27年 5月	消滅時効に係る時効期間2年の満了によ る放棄(条例第8条第1項第3号)	平成29年7月13日	債務者 亀山市民
計	760,765 円					

## 債 権 放 棄 調 書

債 権 の 名 称      亀山市立医療センター使用料・手数料

担 当 部 署      医療センター病院総務課

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	日 付	備 考
1	3,524 円	平成31年3月31日	平成24年4月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成27年4月5日	債務者      亀山市民
2	4,309 円	平成31年3月31日	平成24年4月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成27年4月20日	債務者      亀山市民
3	33,390 円	平成31年3月31日	平成24年9月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成27年9月25日	債務者      鈴鹿市民
計	41,223 円					